平成２２年（フ）第９６号
鹿児島県薩摩郡さつま町求名3620番地１　向川団地101号
債務者　米盛伸一郎（旧姓小永田・橋口）
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
鹿児島県薩摩郡さつま町求名3620番地１　向川団地101号
債務者　米盛　真樹
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
鹿児島県薩摩川内市鹿島町藺牟田41番地２、前住所愛知県小牧市大字東田中1791番地１
債務者　橋野富美子
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
鹿児島県薩摩川内市平佐町3001番地１　コーポ広栄205
債務者　税所　　航
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2291番地　オリエント宮下103号室、前住所鹿児島県薩摩川内市宮内町3866番地１
債務者　山口　保夫
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
北海道苫小牧市新中野町２丁目17番15号　Ｍハイツ205号
債務者　前田　秀雄
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２８９号
北海道苫小牧市桜木町１丁目４番18号　レオパレスＳＡＫＵＲＡＧＩ　Ｉ―107
債務者　茗ヶ原靖久
１　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１５３９号
仙台市太白区西の平１丁目９番33号　メゾンミキ103
債務者　金　　利幸
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８４号
宮城県塩竈市東玉川町４番２号　ＮＡｉＳ塩釜駅前マンション205号
債務者　太田　順一
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９９号
仙台市青葉区愛子東５丁目２番７号　コーポ華203
債務者　八幡　勇樹
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０５号
宮城県多賀城市八幡４丁目７番66号
債務者　佐藤　貴光
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１０号
仙台市宮城野区萩野町１丁目18番地の５キャピタル萩野町601
債務者　山方　結香（旧姓一星）
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１４号
仙台市宮城野区蒲生字東屋敷添16番地の１ラフィネヴィラⅠ―202
債務者　高岩　ふみ
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１５号
仙台市青葉区梅田町５番32号　パートナーイン梅田205
債務者　晴山　　純
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２４号
仙台市青葉区小田原５丁目１番16―407号
債務者　半田　亜矢（旧姓武田）
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２５号
仙台市太白区四郎丸字吹上46番地　雇用促進住宅四郎丸宿舎１号棟303
債務者　石澤佳代子
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係